

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業 交付金の配分基準について

〔 3 畜 産 第 1 3 4 2 号
令和 3 年 1 2 月 2 4 日
農林水産省畜産局長 通知 〕

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業については、先に食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付等要綱（令和 3 年 12 月 24 日付け 3 畜産第 1336 号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その交付金の配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いする。

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金の配分基準について

食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金の配分基準については、次のとおりとする。

第1 都道府県配分額の算定

農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）は、予算を配分するに当たり、本交付金の事業要望の把握に努め、次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

予算額から食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業交付金交付等要綱（令和3年12月24日付け3畜産第1336号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）別表の事業内容欄に定める取組のうち、要綱第12及び農畜産物輸出拡大施設整備事業交付金交付要綱（平成28年1月20日付け27生産第2393号農林水産事務次官依名通知。）の第5に定める交付決定を受けた事業実施計画であって、事業実施期間が複数年の事業実施計画の2年度目以降の実施に要する継続要望額（食肉等流通構造高度化・輸出拡大事業実施要領（令和3年12月24日付け3畜産第1342号農林水産省畜産局長通知）の別紙様式第3号の都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）の5の事業費の内訳の交付金の額をいう。）に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。

ただし、要綱第12に定める交付決定を受けた事業実施計画のうち次に掲げる事業実施計画については、上記にはよらず、以下の2により配分するものとする。

- ア 前年度に別表3に基づきポイントを加算したものの、事業申請時までにはその内容を満たしたと認められない事業実施計画
- イ 施設整備を伴う、事業実施期間が複数年の事業であって、初年度の取組内容を実施設計又は要綱別表の事業内容欄の1の（1）のみとしている事業実施計画

2 事業実施計画の成果目標等に応じた配分

- （1）予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、事業実施計画について、別表1から別表4までに基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順（同ポイントの場合は、事業実施計画に都道府県が付与した優先順位の高い順（都道府県が付与した優先順位が同一の場合は、要望額の小さい順））に新規要望額（都道府県計画の1の負担区分の交付金として記載した額をいう。）に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金額として配分するものとする。

なお、前項のただし書のアにより算定する事業実施計画については、要望額から2割を減じて配分するものとする。

- （2）事業実施計画1つ当たりの上限要望額は、それぞれ次のとおりとする。

ア 食肉センターの取組にあつては、1年度当たり25億円

イ アに掲げる以外の取組については、1年度当たり20億円

- （3）（1）により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を要望額の8割を下限とする範囲内で当該都道府県に配分する。

- （4）要綱別表の事業内容欄の2の事業に取り組む場合にあっては、各都道府県のポイントの

一番高い事業実施計画に配分する際に、都道府県計画の3の内訳の都道府県附帯事務費の交付金の額を当該都道府県に配分するものとする。

(5) 都道府県は、配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等（北海道にあっては畜産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）が認める場合は、この限りではない。

第2 評価結果の配分への反映

要綱第24の7に基づく評価結果の交付金の配分への反映は、次に掲げるとおり行うものとする。

都道府県別の成果目標の達成率の過去5か年の平均値（以下「達成度」という。）を算定し、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるポイントを、当該都道府県から要望されるすべての事業実施計画に反映させるものとする。

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能で事業実施主体の責めに帰すことができない事情がある場合を除く。

この規程において、都道府県別の成果目標の達成率は、都道府県計画の成果目標ごとの達成率に基づき100%以内で算定するものとする。

達成度	ポイント
80%	0ポイント
75%以上80%未満	-1ポイント
70%以上75%未満	-2ポイント
65%以上70%未満	-3ポイント
60%以上65%未満	-4ポイント
60%未満	-5ポイント

第3 前々年度不用額の配分への反映

1 前々年度の都道府県における交付金の不用額率について、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるポイントを、当該都道府県から要望されるすべての事業実施計画に反映させるものとする。

不用額とは、都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいう。

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能で事業実施主体の責めに帰すことができない事態により生じた不用額は、適用しない。

前々年度都道府県別不用額率	ポイント
5%未満	0ポイント
5%以上10%未満	-1ポイント
10%以上	-2ポイント

2 3者以上の業者から見積りを徴取して都道府県に提出し、都道府県計画の負担区分の交付金に反映させた事業実施計画においては、1の規定を適用しないこととする。

第4 配分基準の考え方の見直し

この通知における配分基準の考え方については、個別事業の成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

附 則 この通知は、令和3年12月24日から施行する。

別表1

メニューごとに整備する施設は、次のとおりとし、類別欄に定める番号ごとに達成すべき成果目標基準、ポイント等は、2-1又は2-2のとおりとする。

メニュー	施設	類別																
		別表2-1							別表2-2									
食肉流通構造高度化・輸出拡大事業	産地食肉センター	1	2	3	4	5	6	7										
輸出対応型畜産物処理加工施設の整備	産地食肉センター								1	2	3	4	5	6	7	8	9	
	食鳥処理施設								1	2	3	4	5	6	10	11	12	
	鶏卵処理施設								1	2	3	4	5	6	13	14	15	16
	乳業施設								1	2	3	4	5	6	17	18		
	畜産物加工施設								1	2	3	4	5	6				

別表2-1

食肉流通構造高度化・輸出拡大事業については、食肉処理施設の再編を図るものについては、類別1から5の5つを、再編に準じるものについては、類別2から5の4つを必須とし、6及び7の中から最大2つ選択できるものとし、最大で合計7つの成果目標を立てるものとする。

畜種	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
牛肉、豚肉	1	・食肉流通の高度化のための処理施設の再編を図ること ・・・・30ポイント	
牛肉、豚肉	2	・稼働率を概ね90%以上とし、再編等施設整備前からの稼働率（稼働率＝1日当たりの平均処理頭数（牛は1頭につき豚4頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）／1日当たりの処理能力（肥育豚換算））の上昇率が、 20.0%以上・・・5ポイント 15.0%以上・・・4ポイント 10.0%以上・・・3ポイント 5.0%以上・・・2ポイント 5.0%未満・・・1ポイント	・事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数が560頭以上 （平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245日）） 1,120頭以上・・・5ポイント 980頭以上・・・4ポイント 840頭以上・・・3ポイント 700頭以上・・・2ポイント 560頭以上・・・1ポイント
牛肉、豚肉	3	・1頭当たりの食肉処理加工コストを、牛肉の場合は10%以上、豚肉の場合は20%以上削減（処理コスト：部分肉処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、労務費、管理費、その他必要な経費を計上）。 ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5ポイントを上限として加算する。 【牛肉】 20.0%以上・・・5ポイント 17.5%以上・・・4ポイント 15.0%以上・・・3ポイント 12.5%以上・・・2ポイント 10.0%以上・・・1ポイント 【豚肉】 30.0%以上・・・5ポイント 27.5%以上・・・4ポイント 25.0%以上・・・3ポイント 22.5%以上・・・2ポイント 20%以上・・・1ポイント	・1頭当たりの食肉処理加工コスト。 ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5ポイントを上限として加算する。 なお、整備前に複数施設ある場合は、それぞれ平均を算出すること。 1 牛の場合 21,600円以下・・・5ポイント 22,950円以下・・・4ポイント 24,300円以下・・・3ポイント 25,650円以下・・・2ポイント 27,000円以下・・・1ポイント 2 豚の場合 2,400円以下・・・5ポイント 2,550円以下・・・4ポイント 2,700円以下・・・3ポイント 2,850円以下・・・2ポイント 3,000円以下・・・1ポイント
牛肉、豚肉	4	・整備を行う施設について、受益農家数が多いこと。 30戸以上・・・5ポイント 15戸以上・・・3ポイント 5戸以上・・・1ポイント	・施設整備実施前の受益農家数。 20戸以上・・・5ポイント 10戸以上・・・3ポイント 5戸以上・・・1ポイント
牛肉、豚肉	5	・①から③のいずれかにより、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5ポイントを上限として加算する。 ① 輸出向け出荷量について、5%以上増加すること 25%以上・・・5ポイント 20%以上・・・4ポイント 15%以上・・・3ポイント 10%以上・・・2ポイント 5%以上・・・1ポイント ② 新規の取組又は直近の輸出実績がない場合には、輸出向けの年間出荷量	・以下の①か②のうち1つを選択できるものとする。 ①以下から、合計5ポイントまでを選択できるものとする。 ・直近3年間継続して輸出実績がある・・・2ポイント ・直近3年間の輸出額の平均 1億円以上・・・3ポイント 5千万円以上・・・2ポイント 1千万円以上・・・1ポイント ②以下のいずれかを選択できるものとする。 ・GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員である・・・1ポイント ・輸出関係のセミナーに参加したことがある

		<p>4トン以上・・・・・・・・・・5ポイント 3トン以上・・・・・・・・・・4ポイント 2トン以上・・・・・・・・・・3ポイント 1トン以上・・・・・・・・・・2ポイント 1トン未満・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>③ 豚については、豚熱の発生等により豚肉輸出が可能でない場合であって、 国内の豚熱が清浄化した際には、速やかに豚肉の輸出に取り組む計画であること・・・・・・・・1ポイント ※都道府県畜産主務課長の副申を要するものとする。</p> <p>加えて、 ・上記①②の場合、精肉等製品を輸出する計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・3ポイント ・上記③の場合、国内の豚熱の清浄化した際には、速やかに豚精肉等製品の輸出を開始する計画・・・・・・・・3ポイント</p>	・・・・・・・・1ポイント						
牛肉、豚肉	6	<p>・以下の①から②のうち1つを選択できるものとする。</p> <p>① 目標年度又は2030年度までの輸出累計額（両畜種を取り扱う施設にあつては、両畜種の輸出累計額の合計額）を補助金額で除した割合 (①＝目標年度又は2030年度までの輸出累計額／補助金額) 120%以上・・・・・・・・5ポイント 115%以上・・・・・・・・4ポイント 110%以上・・・・・・・・3ポイント 105%以上・・・・・・・・2ポイント 100%以上・・・・・・・・1ポイント</p> <p>② 輸出額（又は輸出量）を輸出施設の取扱額（又は取扱量）で除した割合（両畜種を取り扱う施設にあつては、畜種ごとに算出した両畜種のポイントを合計し、5ポイントを上限として加算する） (②＝輸出額（又は輸出量）／取扱額（又は取扱量）) 9%以上・・・・・・・・5ポイント 8%以上・・・・・・・・4ポイント 7%以上・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・1ポイント</p>							
牛肉、豚肉	7	<p>・以下の①から⑩までに該当するものすべてを選択し加算できるものとする。 ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。</p> <p>① HACCP等認定（民間認証を含む。）を取得すること ・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>② 対EU輸出食肉の取扱いについて（平成25年3月29日食安発0329第8号・24消安第6381号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・農林水産省消費安全局長通知）により定められた対EU輸出食肉の取扱要綱の動物福祉に関する基準に適合していること ・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>③ 上記の①及び②までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること ・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>④ 施設整備により輸出先国に重点国を追加すること（EU加盟国に輸出する場合は、輸出先国の数にかかわらず、EUを1か国としてカウントする。以下同じ。） ・・・・・・・・・・・・・・・・（1か国につき）1ポイント</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">品目</th> <th>重点国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉</td> <td>香港、台湾、米国、EU</td> </tr> <tr> <td>豚肉</td> <td>香港、シンガポール、タイ、台湾</td> </tr> </tbody> </table>	品目	重点国	牛肉	香港、台湾、米国、EU	豚肉	香港、シンガポール、タイ、台湾	<p>・以下の①から⑥までの中から1つを選択するものとする。</p> <p>① 事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・・・・・・5ポイント ② HACCP等認定を取得していること・・・・・・・・4ポイント ③ ハラル認証を取得していること・・・・・・・・4ポイント ④ 輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること・・・・・・・・3ポイント ⑤ 輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・・・・2ポイント ⑥ 輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・・・・1ポイント</p>
品目	重点国								
牛肉	香港、台湾、米国、EU								
豚肉	香港、シンガポール、タイ、台湾								

	<p>⑤施設整備により輸出品目を追加すること（新規の取組の場合、2品目目以降）・・・（1か国につき）1ポイント ※品目数は貿易統計の輸出統計品目表の統計番号ごとにカウントする。 ただし、畜産物については、4桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。</p> <p>⑥輸出先国開催の商談会等に参加すること・・・1ポイント ⑦有機 JAS 認証食肉を取り扱うこと・・・1ポイント ⑧GAP 認証食肉を取り扱うこと・・・1ポイント ⑨食肉処理工程に自動化機械等を導入すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>⑩デジタル技術等を活用し、生産者又は実需者等が生産性・収益性を向上するのに必要な情報を活用すること ・・・・・・・・・・・・・・・・・・1ポイント</p> <p>※現況値ポイントで②から④及び⑥を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。</p>	
--	--	--

(注) 食肉処理施設の再編に準じるものは、都道府県知事が「食肉及び家畜の流通合理化対策要綱」（平成6年6月23日6畜A1463号農林水産事務次官依命通知）第3の1の（1）の規定に基づいて作成する食肉流通合理化計画において、その整備後の処理頭数に占める当該都道府県産の割合等に鑑みて地域の基幹的施設として特に重点的整備が必要な施設として位置づけられており、かつ、当該計画において、地理的事情等により当該都道府県内における再編合理化を行うことが困難である理由が明記されているものの整備をいう。

別表2-2

輸出対応型畜産物処理加工施設整備事業については、類別1又は2から1つ、3又は4から1つ、5及び6の4つを必須とし、7から18までの中から最大2つ選択できるものとし、最大で合計6つの成果目標を立てるものとする。

畜種	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
共通	1	<p>・以下の①か②のうち1つを選択できるものとする。</p> <p>①目標年度又は2030年度までの期間の輸出累計額が概ね補助金額に見合う水準となる……………5ポイント</p> <p>②輸出額（又は輸出量）が輸出施設の取扱額（又は取扱量）に占める割合が概ね5%以上となる……………2ポイント</p> <p>加えて、</p> <p>・精肉製品、消費者向け小分けパック包装製品等を輸出する場合……………3ポイント</p> <p>ただし鶏卵及び牛乳乳製品については、</p> <p>（鶏卵）</p> <p>・米国及びシンガポール向け輸出の双方を含む取組であること……………3ポイント</p> <p>（牛乳乳製品）</p> <p>・EU向け輸出を含む取組であること……………3ポイント</p>	<p>・以下の①か②のうち1つを選択できるものとする。</p> <p>①以下から、合わせて合計5ポイントまでを選択できるものとする。</p> <p>・直近3年間継続して輸出実績がある……………2ポイント</p> <p>・直近3年間の輸出額の平均</p> <p>1億円以上……………3ポイント</p> <p>5千万円以上……………2ポイント</p> <p>1千万円以上……………1ポイント</p> <p>②以下のいずれかを選択できるものとする。</p> <p>・GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員である……………1ポイント</p> <p>・輸出関係のセミナーに参加したことがある……………1ポイント</p>
豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品	2	<p>・以下の①か②のうち1つを選択できるものとする。</p> <p>①目標年度又は2030年度までの期間の輸出累計額が、補助金額のうち施設・設備の耐用年数に対する当該期間の割合で算出した額に見合う水準と概ね同等となる……………2ポイント</p> <p>②目標年度又は2030年度の輸出額が概ね2億円を超える水準となる……………2ポイント</p> <p>加えて、</p> <p>・精肉製品、消費者向け小分けパック包装製品等を輸出する場合……………3ポイント</p> <p>ただし鶏卵及び牛乳乳製品については、</p> <p>（鶏卵）</p> <p>・米国及びシンガポール向け輸出の双方を含む取組であること……………3ポイント</p> <p>（牛乳乳製品）</p> <p>・EU向け輸出を含む取組であること……………3ポイント</p>	
共通	3	<p>・以下の①から②のうち1つを選択できるものとする。</p> <p>①目標年度又は2030年度までの輸出累計額（複数畜種を取り扱う施設にあっては、各畜種の輸出累計額の合計額）を補助金額で除した割合</p> <p>（①＝目標年度又は2030年度までの輸出累計額／補助金額）</p> <p>120%以上……………5ポイント</p> <p>115%以上……………4ポイント</p> <p>110%以上……………3ポイント</p> <p>105%以上……………2ポイント</p> <p>100%以上……………1ポイント</p> <p>②輸出額（又は輸出量）を輸出施設の取扱額（又は取扱量）で除した割合（複数畜種を取り扱う施設にあっては、畜種ごとに算出した各畜種のポイントを合計し、5ポイントを上限として加算する）</p> <p>（②＝輸出額（又は輸出量）／取扱額（又は取扱量））</p> <p>9%以上……………5ポイント</p> <p>8%以上……………4ポイント</p> <p>7%以上……………3ポイント</p> <p>6%以上……………2ポイント</p>	

		5%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント													
豚肉、鶏肉、鶏卵、牛乳乳製品	4	<p>・以下の①から②のうち1つを選択できるものとする。</p> <p>①目標年度又は2030年度までの輸出累計額を、補助金額を施設・設備の耐用年数で除して更に当該年数を乗じた額で除した割合</p> <p>(①=目標年度又は2030年度までの輸出累計額÷補助金額÷施設・設備の耐用年数×目標年度又は2030年度までの年数)</p> <p>120%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 115%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 110%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 105%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 100%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>②目標年度又は2030年の年間輸出額</p> <p>3億円以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5ポイント 2.7億円以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4ポイント 2.4億円以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント 2.2億円以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2ポイント 2億円以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>													
共通	5	<p>・以下の①から⑩までに該当するものすべてを選択し加算できるものとする。</p> <p>ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。</p> <p>①HACCP等認定（民間認証を含む。）を取得すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>②ハラール認証を取得すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>③対EU輸出食肉の取扱いについて(平成25年3月29日食安発 0329 第8号・24 消安第 6381 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長・農林水産省消費安全局長通知)により定められた対EU輸出食肉の取扱要綱の動物福祉に関する基準に適合していること・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>④上記の①から③までの認定等を要さない輸出先国への出荷体制を整備すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>⑤HACCP認定（民間認証含む。）とハラール認証の両方を取得すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>⑥施設整備により輸出先国・地域に農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略で定めるターゲット国・地域（輸出可能な国・地域に限る。）を追加すること（EU加盟国に輸出する場合は、輸出先国の数にかかわらず、EUを1か国としてカウントする。以下同じ。）</p> <p>・・・・・・・・・・（1か国・地域につき）1ポイント</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">品目</th> <th style="text-align: center;">ターゲット国・地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉</td> <td>香港、台湾、米国、EU</td> </tr> <tr> <td>豚肉</td> <td>香港、シンガポール、タイ、台湾</td> </tr> <tr> <td>鶏肉</td> <td>香港、ベトナム、シンガポール、EU</td> </tr> <tr> <td>鶏卵</td> <td>香港、台湾、シンガポール、米国</td> </tr> <tr> <td>牛乳乳製品</td> <td>ベトナム、香港、台湾、シンガポール、タイ</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑦施設整備により輸出品目を追加すること（新規の取組の場合、2品目以降）・・・・・・・・（1か国につき）1ポイント</p> <p>※品目数は貿易統計の輸出統計品目表に記載される統計番号の4桁番号の品目ごとに1品目としてカウントする。</p> <p>⑧輸出先国開催の商談会等に参加すること・・・・・・・・1ポイント</p> <p>⑨有機 JAS 認証畜産物を取り扱うこと・・・・・・・・1ポイント</p> <p>⑩GAP 認証畜産物を取り扱うこと・・・・・・・・1ポイント</p> <p>⑪小売向けと外食向けの双方への輸出を含む取組であること・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>	品目	ターゲット国・地域	牛肉	香港、台湾、米国、EU	豚肉	香港、シンガポール、タイ、台湾	鶏肉	香港、ベトナム、シンガポール、EU	鶏卵	香港、台湾、シンガポール、米国	牛乳乳製品	ベトナム、香港、台湾、シンガポール、タイ	<p>・以下の①から⑥までの中から1つを選択するものとする。</p> <p>①事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・・・・・・5ポイント</p> <p>②HACCP等認定を取得していること・・・・4ポイント</p> <p>③ハラール認証を取得していること・・・・4ポイント</p> <p>④輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>⑤輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>⑥輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること</p> <p>・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>
品目	ターゲット国・地域														
牛肉	香港、台湾、米国、EU														
豚肉	香港、シンガポール、タイ、台湾														
鶏肉	香港、ベトナム、シンガポール、EU														
鶏卵	香港、台湾、シンガポール、米国														
牛乳乳製品	ベトナム、香港、台湾、シンガポール、タイ														

		※現況値ポイントで②から④及び⑥を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。	
共通	6	<ul style="list-style-type: none"> 整備を行う施設について、受益農家数が多いこと。 30 戸以上・・・5 ポイント 15 戸以上・・・3 ポイント 5 戸以上・・・1 ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 整備を行う前の施設の受益農家数。 20 戸以上・・・5 ポイント 10 戸以上・・・3 ポイント 5 戸以上・・・1 ポイント
牛肉、豚肉	7	<ul style="list-style-type: none"> 1 日当たりの平均処理頭数（牛は 1 頭につき豚 4 頭に換算する。以下「肥育豚換算」という。）を 10%以上増加 ただし、離島（離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された地域、奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）第 3 条第 3 号に規定する離島をいう。以下この類別欄において同じ。）以外において事業を実施する場合及びハラール認証（イスラム諸国への輸出又は日本国内の販売で要求されるハラール認定マークの表示をされた食品を製造する施設として、ハラール認証を行う機関が行う認証をいう。以下同じ。）を取得する場合以外は、目標年度における 1 日当たりの平均処理頭数が 560 頭以上であることとする。 30%以上・・・5 ポイント 25%以上・・・4 ポイント 20%以上・・・3 ポイント 15%以上・・・2 ポイント 10%以上・・・1 ポイント なお、既に 1 日当たりの平均処理頭数（肥育豚換算）が 1,000 頭以上である場合にあっては、以下の成果目標を選択することができるものとする。 稼働率を 70%以上に増加。ただし、現状の稼働率を下回らないこと。 （稼働率＝1 日当たりの平均処理頭数（肥育豚換算）／1 日当たりの処理能力（肥育豚換算）） 80%以上・・・5 ポイント 78%以上・・・4 ポイント 76%以上・・・3 ポイント 73%以上・・・2 ポイント 70%以上・・・1 ポイント 又は、 新たに取組む場合にあっては 1 日当たりの平均処理頭数（肥育豚換算）が 1,120 頭以上 （平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245 日）） 1,680 頭以上・・・5 ポイント 1,540 頭以上・・・4 ポイント 1,400 頭以上・・・3 ポイント 1,260 頭以上・・・2 ポイント 1,120 頭以上・・・1 ポイント 	<ul style="list-style-type: none"> 1 日当たりの平均処理頭数が 560 頭以上 （平均処理頭数＝年間処理頭数（肥育豚換算）÷稼働日数（245 日）） 1,120 頭以上・・・5 ポイント 980 頭以上・・・4 ポイント 840 頭以上・・・3 ポイント 700 頭以上・・・2 ポイント 560 頭以上・・・1 ポイント 又は、 ただし、離島において事業を実施する場合は、1 日当たりの平均処理頭数が 560 頭未満であっても 1 ポイント。 また、ハラール認証の取得に向けた取組をしている場合は 1 日当たり平均処理頭数が 15 頭以上 35 頭以上・・・5 ポイント 30 頭以上・・・4 ポイント 25 頭以上・・・3 ポイント 20 頭以上・・・2 ポイント 15 頭以上・・・1 ポイント
牛肉、豚肉	8	<ul style="list-style-type: none"> 1 頭当たりの部分肉処理コストを 5%以上削減（処理コスト：部分肉処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、労務費、管理費、その他必要な経費を計上）。 ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイント、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイント、5 ポイントを上限として加算する。 	<ul style="list-style-type: none"> 1 頭当たりの部分肉処理コスト。 ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイント、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイント、5 ポイントを上限として加算する。 なお、整備前に複数施設ある場合は、それぞれ平均を算出すること。

		<p>25%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>20%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>15%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>10%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>5%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント</p>	<p>1 牛の場合</p> <p>21,600 円以下・・・・・・ 5ポイント</p> <p>22,950 円以下・・・・・・ 4ポイント</p> <p>24,300 円以下・・・・・・ 3ポイント</p> <p>25,650 円以下・・・・・・ 2ポイント</p> <p>27,000 円以下・・・・・・ 1ポイント</p> <p>2 豚の場合</p> <p>2,400 円以下・・・・・・ 5ポイント</p> <p>2,550 円以下・・・・・・ 4ポイント</p> <p>2,700 円以下・・・・・・ 3ポイント</p> <p>2,850 円以下・・・・・・ 2ポイント</p> <p>3,000 円以下・・・・・・ 1ポイント</p>
牛肉、豚肉	9	<p>・産地食肉センターの部分肉仕向割合を 2.5 ポイント以上増加。ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5 ポイントを上限として加算する。</p> <p>12.5 ポイント以上・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>10.0 ポイント以上・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>7.5 ポイント以上・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>5.0 ポイント以上・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>2.5 ポイント以上・・・・・・・・ 1ポイント</p>	<p>・事業を実施する産地食肉センターの部分肉仕向割合。ただし、単一の畜種のみを扱う施設にあっては当該畜種のポイントを、両畜種を取り扱う施設にあっては両畜種のポイントを、5 ポイントを上限として加算する。</p> <p>なお、整備前に複数施設ある場合は、それぞれ平均を算出すること。</p> <p>1 牛の場合</p> <p>58.0%以上・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>55.5%以上・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>53.0%以上・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>50.5%以上・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>48.0%以上・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>2 豚の場合</p> <p>76.0%以上・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>73.5%以上・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>71.0%以上・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>68.5%以上・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>66.0%以上・・・・・・・・ 1ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・ハラル認定の取得に向けた取組を行っている施設であって、牛専用の施設であること・・・・・・・・ 5ポイント</p>
鶏肉	10	<p>・鶏もも肉 1kg 当たりの販売価格を 1.0%以上増加</p> <p>10.0%以上・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>7.5%以上・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>5.0%以上・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>2.5%以上・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>1.0%以上・・・・・・・・ 1ポイント</p>	<p>・直近 3 年の鶏もも肉 1kg の卸売価格の平均と比較して 1.0 %以上</p> <p>10.0%以上・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>7.5%以上・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>5.0%以上・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>2.5%以上・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>1.0%以上・・・・・・・・ 1ポイント</p>
鶏肉	11	<p>・受益農家の出荷羽数を 1 %以上増加</p> <p>10.0%以上・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>7.5%以上・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>5.0%以上・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>2.5%以上・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>1.0%以上・・・・・・・・ 1ポイント</p>	<p>・受益農家全体の年間出荷羽数が 125 万羽以上（ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の受益農家の出荷羽数を加えるものとする。）</p> <p>625 万羽以上・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>500 万羽以上・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>375 万羽以上・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>250 万羽以上・・・・・・・・ 2ポイント</p> <p>125 万羽以上・・・・・・・・ 1ポイント</p>
鶏肉	12	<p>・1 万羽当たり処理・加工コストを 1 %以上削減</p> <p>10.0%以上・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>7.5%以上・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>5.0%以上・・・・・・・・ 3ポイント</p> <p>2.5%以上・・・・・・・・ 2ポイント</p>	<p>・生体 1 kg 当たりの平均処理加工費用 50 円と比較して 1.0 %以上低い。</p> <p>11.0%以下・・・・・・・・ 5ポイント</p> <p>8.5%以下・・・・・・・・ 4ポイント</p> <p>6.0%以下・・・・・・・・ 3ポイント</p>

		1.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント	3.5%以下・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以下・・・・・・・・・・・・・1ポイント
鶏卵	13	・鶏卵1kg当たりの販売価格を1.0%以上増加 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント	・直近6年間の農家販売価格の平均と比較して1.0%以上 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
鶏卵	14	・事業実施主体の鶏卵販売量を1.0%以上増加 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント	・1日当たりの鶏卵販売量が10トン以上(ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の販売量を加えるものとする。) 61トン以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 48トン以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 36トン以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 23トン以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 10トン以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
鶏卵	15	・鶏卵100kg当たり処理コストを1.0%以上削減(処理コスト：労務費、包装資材費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上) 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント	・鶏卵100kg当たりの全国平均処理コスト2,879円より1.0%以上低い。(処理コスト：労務費、包装資材費、水道光熱費、修繕費、その他必要な経費を計上) 30.0%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 22.8%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 15.5%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 8.3%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
鶏卵	16	・鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合を0.2ポイント以上低減 1.0ポイント以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント	・鶏卵処理施設内における廃棄ロスの割合が2.00%以下 1.00%以下・・・・・・・・・・・・・5ポイント 1.25%以下・・・・・・・・・・・・・4ポイント 1.50%以下・・・・・・・・・・・・・3ポイント 1.75%以下・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2.00%以下・・・・・・・・・・・・・1ポイント
牛乳乳製品	17	・乳業施設におけるLL牛乳等や乳製品の販売額を2%以上増加 10%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント	・事業を実施する乳業施設における牛乳乳製品の販売額に占めるLL牛乳等や乳製品の販売額の割合が20%以上 50%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
牛乳乳製品	18	・乳業施設におけるLL牛乳等や乳製品の製造コストを2%以上削減 10%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント	・事業を実施する乳業施設における1日当たりのLL牛乳等や乳製品向け生乳処理量が2トン以上 100トン・・・・・・・・・・・・・5ポイント 40トン・・・・・・・・・・・・・4ポイント 20トン・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10トン・・・・・・・・・・・・・2ポイント 2トン・・・・・・・・・・・・・1ポイント

別表3（都道府県加算ポイント）

別表2までに定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。

都道府県ポイントの内容

当該施設整備に要する経費に対して都道府県等の自治体からの本事業以外の財政的支援がある計画に対しては、その額に応じて加算することができることとする。

- 3億円以上 5ポイント
- 1億円以上 4ポイント
- 5,000万円以上 3ポイント
- 1,000万円以上 2ポイント
- 概ね500万円以上 1ポイント

別表4（輸出産地リスト連携加算ポイント）

別表2から別表3までに定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。

輸出産地リスト連携加算ポイントの内容

「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2年12月農林水産省・地域の活力創造本部決定）に基づき輸出産地としてリスト化された産地の施設整備である場合は、2ポイントを加算できるものとする。